

文京区補助金等チェックシート

所属 福祉部介護保険課

1 補助金の名称等

30年度調査

補助金の名称	介護施設従事職員住宅費補助金								
根拠規定等	文京区介護施設従事職員住宅費補助要綱								
創設年月	平成	28	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	2年	終了予定年月	
直近の見直し年月	平成	29	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕	1年		
見直しの内容	福祉避難所として新たに区と締結した高齢者住宅サービスセンター及び老人保健施設を補助対象とする。								
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	実施計画事業番号			
	5 民生費	1 社会福祉費	3 介護保険費	1 介護保険制度関係経費	4 介護人材確保・啓発事業	高福04-01			
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input checked="" type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	介護職員が勤務する介護施設の近隣に居住する場合、家賃助成をすることで介護職員の就労環境の改善を図り、介護人材の確保・定着につなげる。また、発災時における福祉避難所の人員を担保する。					
補助事業等の内容	区内における区と福祉避難所に係る協定を締結した事業所を設置する事業者が現に住宅手当を支給し家賃助成をしている場合、又は当該施設に勤務する対象の正規職員に対する家賃助成を行う。					
補助対象経費の内容	家賃補助					
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> その他					
	[特定の相手方に補助している場合は具体的に記入] 区と福祉避難所の協定を締結した特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護(ショートステイ)、地域密着型特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、通所介護事業所を設置する事業者又は対象施設に勤務する正規職員					
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 (補助率) <input type="checkbox"/> 定額 (補助額)					
	<input type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 単位) <input checked="" type="checkbox"/> その他					
	[その他の場合は具体的に記入] 事業所が実施する住宅手当や家賃補助同額(ただし上限月額3万円)、補助対象職員へ直接交付する場合は、1万円を助成。(通算60月上限) [定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入]					
公募の状況	非公募					
実績報告書時における 使途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (給与規定写、対象名簿等 在勤証明書、賃貸借契約書 (写)等)					
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独	負担割合	区	国	都	補助対象者
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)	上乗せの内容・理由				

3 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金 については 不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

4 交付実績

(件、千円)

項目	27年度(決算)	28年度(決算)	29年度(決算)	30年度(予算)
交付(見込み)件数	-	30	51	50
決算(予算)額	-	3,620	4,065	6,000
国庫支出金		0	0	0
都支出金		0	0	0
その他		0	0	0
一般財源		3,620	4,065	6,000
29年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	区と福祉避難所を締結し、家賃助成を行う次の施設 ・特別養護老人ホーム ・ショートステイ、地域密着型特別養護老人ホーム ・高齢者住宅サービスセンター、老人保健施設			

5 課題及び今後の方向性

都の試算によると、介護従事者は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に約3万6千人が不足すると見込まれており、介護人材の確保・定着は、全国的な課題となっている。
引き続き、福祉避難所に指定された施設等に従事する職員の住宅費負担を軽減することにより、職員の働きやすい環境及び福祉避難所としての防災拠点化と体制の整備を推進し、新たな人材の確保・定着に寄与していく。